# 処分者一覧(令和7年10月9日現在)

# ◎厚生労働大臣による懲戒処分

# ■処分を受けた会員

支 部 種 別	氏 名	登録番号 会員番号	事務所名称及び所在地
福岡中央	光安 弘子	40020074	光安会計・労務事務所
開業		4010904	福岡市中央区舞鶴 3-2-1DS福岡ビル 4F

# (処分の内容)

社会保険労務士業務の停止(令和5年3月18日から1年)

#### (処分の理由)

キャリアアップ助成金(正社員化コース)の申請を提出代行するに当たり、自身が副所長を務める光安会計・労務事務所の補助者をして同申請の規定の添付書類である「労働条件変更通知書」(2 通)を偽造させ、福岡労働局職業安定部職業対策課助成金センターへ提出した行為は、社会保険労務士法第25条の2第1項及び同法第25条の3に該当するため。

## ◎福岡県社会保険労務士会の処分

#### ■処分者

支 部	氏 名	登録番号	事務所名称及び所在地
種 別		会員番号	事務別名称及 () 別住地
福岡南	長田 剛一	40050076	ナガタ社会保険労務事務所
開業		4011067	福岡市南区花畑2-27-9-203
福岡東	塚本 陽一	40090084	
勤務		4021838	
北九州	佐野 直之	40080088	
勤務		4022060	

(処分をした年月日)

令和6年11月28日

(処分内容)

会員権停止(令和6年11月29日から1年)。ただし、会員権停止期間中に倫理研修が実施され、これを受講した場合、会員権停止処分は受講した日までとし、会員権停止処分を解除する。

# (処分理由)

令和4年度倫理研修の未受講に係る「会員権停止」処分を受けたにもかかわらず、令和5年度に、倫理研修を受講せず、倫理研修規程第5条(受講猶予措置等)の手続を行わなかった。このことは、福岡県社会保険労務士会会則第47条第1項第2号及び倫理研修規程第8条第1項第2号の「会員権停止」処分に該当する。

#### ■処分者

支 部 種 別	氏 名	登録番号 会員番号	事務所名称及び所在地
福岡東	淵上 洋平	40150081	ちとせ労務管理事務所
開業		4011674	福岡市東区香椎1-10-5-518

(処分をした年月日)

令和6年11月28日

(処分の内容)

会員権停止(令和6年11月29日から1年)。ただし、会員権停止期間中に倫理研修が実施され、これを受講した場合、会員権停止処分は受講した日までとし、会員権停止処分を解除する。

## (処分の理由)

令和4年度倫理研修の未受講に係る「訓告」処分を受けたにもかかわらず、令和5年度に、倫理研修を受講せず、倫理研修規程第5条(受講猶予措置等)の手続を行わなかった。このことは、福岡県社会保険労務士会会則第47条第1項第2号及び倫理研修規程第8条第1項第2号の「会員権停止」処分に該当する。

#### ■処分者

支 部	氏 名	登録番号	事務所名称及び所在地
種 別		会員番号	
福岡中央	豊島・博之	40010036	
勤務		4021840	

(処分をした年月日)

令和6年11月28日

(処分内容)

訓告

(処分理由)

令和4年度倫理研修に係り、本会が福岡県社会保険労務士会会則第40条の5及び倫理研修規程第7条の指導を行ったにもかかわらず、令和5年度に、倫理研修を受講せず、倫理研修規程第5条(受講猶予措置等)の手続を行わなかった。このことは、福岡県社会保険労務士会会則第47条第1項第1号及び倫理研修規程第8条第1項第1号の「訓告」処分に該当する。

#### ■処分者

支 部	氏 名	登録番号	事務所名称及び所在地
種別		会員番号	
福岡南	長田 剛一	40050076	ナガタ社会保険労務事務所
開業		4011067	福岡市南区花畑2-27-9-203

(処分をした年月日)

令和5年11月28日

(処分内容)

会員権停止(令和5年11月29日から1年)。ただし、会員権停止期間中に倫理研修 が実施され、これを受講した場合、会員権停止処分は受講した日までとし、会員権停止処 分を解除する。

## (処分理由)

令和3年度倫理研修未受講に係る「会員権停止」処分を受けた会員が次年度に倫理研修 (令和4年度倫理研修)を受講せず、倫理研修規程第5条(受講猶予措置等)の手続を行 わなかった。このことは、福岡県社会保険労務士会会則第47条第1項第2号及び倫理研 修規程第8条第1項第2号の「会員権停止」処分に該当する。

# ■処分者

支 部	氏 名	登録番号	事務所名称及び所在地
種 別		会員番号	
福岡東	塚本 陽一	40090084	
勤務等		4021838	
北九州	佐野 直之	40080088	
勤務等		4022060	

(処分をした年月日)

令和5年11月28日

(処分内容)

会員権停止(令和5年11月29日から1年)。ただし、会員権停止期間中に倫理研修 が実施され、これを受講した場合、会員権停止処分は受講した日までとし、会員権停止処 分を解除する。

# (処分理由)

令和3年度倫理研修未受講に係る「訓告」処分を受けた会員が次年度に倫理研修(令和4年度倫理研修)を受講せず、倫理研修規程第5条(受講猶予措置等)の手続を行わなかった。このことは、福岡県社会保険労務士会会則第47条第1項第2号及び倫理研修規程第8条第1項第2号の「会員権停止」処分に該当する。

#### ■処分者

支 部	гт. <i>Б</i>	登録番号	すみことなれていたナル
種 別	氏 名	会員番号	事務所名称及び所在地
福岡中央	永尾 勝己	40100040	永尾労務管理事務所
開業		4011328	福岡市中央区荒戸3-4-21-105
福岡東	金子 聡明	40150110	
勤務等		4021679	
福岡東	淵上 洋平	40150081	ちとせ労務管理事務所
開業		4011674	福岡市東区香椎1-10-5-518
福岡南	山内 繁	40820210	社会保険労務士山内繁事務所
開業		4010137	大野城市若草2-25-22

(処分をした年月日)

令和5年11月28日

(処分内容)

訓告

(処分理由)

令和3年度倫理研修の受講対象者だった会員が同研修を受講せず、倫理研修規程第5条(受講猶予措置等)の手続を行わなかったことから、本会が令和4年7月19日、「規程」第7条(受講しなかった会員への対応)に基づく「倫理研修未受講に係る指導書」を発出し、倫理研修受講の指導を行ったにもかかわらず、次年度に倫理研修(令和4年度倫理研修)を受講せず「規程」第5条の手続を行わなかった。このことは、福岡県社会保険労務士会会則第47条第1項第1号及び「規程」第8条第1項第1号の訓告処分に該当する。